

「かがわヒノキ」PR 委託業務基準仕様書

第1 業務の目的

当業務は「かがわヒノキ」等県産木材の認知度向上と利用促進のため、SNS 等を利用した情報発信及びパンフレット作成等の PR 業務を委託するものである。

第2 業務概要

- 1 名称 「かがわヒノキ」PR 委託業務
- 2 委託期間 契約締結日 ～ 令和8年3月25日（水）
- 3 業務内容

（1）SNS 等の動画の企画制作・配信

1）動画の企画・制作（15～30 秒×2 本）

県民に対して下記の広報の内容、種類等をふまえ、香川県産ヒノキ「かがわヒノキ」の PR を効果的に行うことができる動画を企画提案し、制作する。

①広報内容

- ・「かがわヒノキ」は、住宅の柱等に使える大きさに成長し、利用期を迎えている。
- ・「かがわヒノキ」をはじめとした県産木材の利用は、県内の森林の整備につながり、森林の持つ山地災害の防止や二酸化炭素の吸収などの多面的機能の維持・増進につながる。
- ・ロゴマーク



かがわヒノキ

- ・キャッチフレーズ「きめこまかな 香川の木 かがわヒノキ」

②広報の種類

- ・YouTube 並びに Instagram、Facebook のインストリーム広告で配信
- ・ターゲティングエリアは香川県内
- ・ターゲティング年齢は①10 代後半から 20 代の若年世代と②30 代から 40 代の子育て世代の 2 本の動画を作成するものとする。

③留意点

- ・ロゴマークや森林、住宅の写真データは県から提供するものを使用するほか、必要に応じて撮影等を行うこと。
- ・見易い画面、聞き取りやすいナレーションなど、分かり易い内容とすること。

- ・ナレーション・音楽が無くても映像だけで内容が伝わること。
- ・最初で目を引き、興味を持たせるようなインパクトのある構成とすること。
- ・香川県から、香川県民への「かがわヒノキ」の広報啓発であることを明記すること。

④その他

- ・広報の内容等について、最終的に委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

2) 動画の配信

①広告の種類等

YouTube、Facebook 及び Instagram のインストリーム広告で配信する。

各媒体における広告の種類や課金方法について、効果的な方法を費用とともに提案すること。

②広告配信期間

令和 8 年 3 月 24 日（火）までに配信可能な期間を提案すること。

③留意事項

YouTube 広告で使用する動画は、県が、県の用意した YouTube チャンネルに掲載するものとし、Instagram 及び Facebook については、新規にアカウントを開設し動画を掲載するものとする。

(2) パンフレットの企画制作

「かがわヒノキ」等県産木材のイメージアップや利用促進につながる PR パンフレットを企画し作成すること。

1) パンフレットの内容

下記内容を盛り込み、「かがわヒノキ」等県産木材や香川県の森林に興味・関心を持つような情報発信パンフレットを作成すること。

- ① 香川県内の森林の状況
- ② 県産木材を利用することが県内の森林整備を進めることにつながること。
- ③ 「かがわヒノキ」をはじめとする県産木材の良さ
- ④ 香川県産木材を利用した木製品（家具、雑貨等）の紹介
- ⑤ 香川県産木材を利用した建築物（住宅、非住宅）の紹介

2) パンフレットの規格及び作成数

- ① 大きさ…A4 判程度
- ② ページ数…8 ページ（表紙・裏表紙含む。）
- ③ 刷り色…4 色刷（カラー）
- ④ 部数…3,000 部

3) 電子データの作成

完成したパンフレットを県ホームページに掲載するため、入稿データを CD-R (PDF 形式、JPEG 形式) に保存して県に提供するものとする (各ファイルは 5 MB 以下とすること)。

なお、パンフレットの内容や掲載の写真等の使用については、受託者が出典元や撮影者等と交渉し、許可を得ることとする。

4) 留意事項

- ・「かがわヒノキ」ロゴマークやキャッチフレーズを使用すること
- ・色校正は 2 回行うこと。
- ・その他、本事業の目的達成のために効果的と考えられる内容を具体的に提案し、その理由も説明すること。
- ・掲載内容は委託者と協議のうえ決定すること。
- ・香川県内の森林の写真や建築物等の写真については、県から提供するものを使用するほか、必要に応じて撮影等を行うこと。
- ・納品されたデザインの著作権は、委託者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用をしてはならない。
- ・県森林・林業政策課への納品を令和 8 年 3 月 25 日 (水) までに遅滞なく完了すること。

第 3 特記事項

- ・受託者は、本業務を円滑に進めるため、委託者と十分に打合せを行うこと。
- ・本業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。
- ・本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与しないこと。
- ・本業務の遂行により生じた著作権は、発注者に帰属するものとする。

また、第三者が権利を有する著作権を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。

- ・本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- ・委託料は事業完了後の完了払いとする。